

那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画
(案)

平成 27 年 3 月
茨城県那珂市

目 次

I	計画の基本事項	1
1	作成の趣旨	1
2	これまでの取組の経緯	1
3	行動計画作成の過程	2
4	対象とする疾患	2
5	見直し	2
II	対策の基本方針	3
1	新型インフルエンザ等の特徴	3
2	対策の目的と戦略	3
3	市行動計画における発生段階の取扱い	4
4	対策の基本的考え方	5
5	対策実施上の留意点	6
6	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
7	対策推進のための役割分担	9
8	行動計画の主要7分野	11
III	各段階における対策	22
1	未発生期	22
2	海外発生期	28
3	国内発生期（県内未発生期）	33
4	県内発生早期	37
5	県内感染期	45
6	小康期	51
	(参考)用語解説	55

I 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

新型インフルエンザが発生するとほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として市町村においても対応する必要がある。

そこで、新型インフルエンザ又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成25年4月13日に施行された。

本市においては、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、『那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画』を定める。

2 これまでの取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。これを踏まえて、茨城県も同年12月に「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、その後の感染症法の改正や科学的知見の蓄積を踏まえ、国及び茨城県ともに数次の計画改正を行った。

こうした中、平成21年（2009年）4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国は、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ行動計画を改定した。改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重

I 計画の基本事項

ね、平成 24 年（2012 年）5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 行動計画作成の過程

政府は、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25 年（2013 年）2 月 7 日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成するとともに、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

政府行動計画に基づき、平成 26 年 2 月に茨城県が「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、新たに「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

これらを踏まえ、本市においても、特措法第 8 条に規定される市町村行動計画として、新たに「那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。市行動計画は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び市が実施する措置等を定めるものであり、具体的な対策は市行動計画実施マニュアル等を基に講ずるものとするが、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国から示される基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）に従い、市行動計画や市行動計画実施マニュアル等に記載する対策から実施すべき対策を選択し、決定することとする。

4 対象とする疾患

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画の参考事項「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」によるもののほか、茨城県が別に定める「高病原性鳥インフルエンザ発生時における対応マニュアル」によるものとする。

5 見直し

政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合、また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて必要が生じたときは、市行動計画の見直しを行う。

Ⅱ 対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。また、発生そのものを阻止することも不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入は避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

ひとたび発生すれば、長期的には多くの市民が患うことが想定される。また、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。

このことから、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねないことが危惧される。このため、新型インフルエンザ等の防止対策は、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講ずる必要がある。

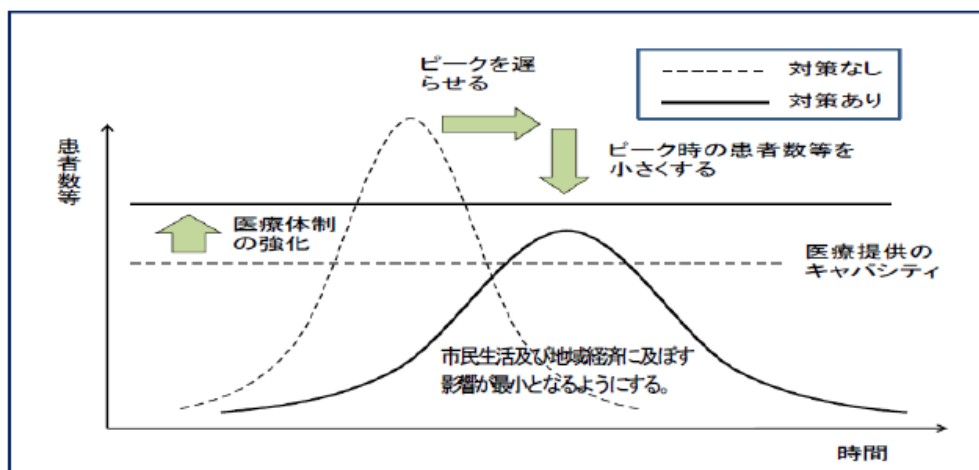
2 対策の目的と戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

インフルエンザ新型インフルエンザ等が発生した時は、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保することが大切である。

あわせて、流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにし、必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす対策をとらねばならない。国の対策は、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということをも前提としている。

<対策効果 概念図>



(厚生労働省)

II 対策の基本方針

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らすためには、事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関する業務の維持を図ることが不可欠である。

3 市行動計画における発生段階の取扱い

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

各発生段階は、

- ア 新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」
- イ 国外での発生が始まった「海外発生期」
- ウ 国内で発生が始まった「国内発生期」
- エ 県内で発生が始まった「県内発生早期」
- オ 県内で流行が始まった「県内感染期」
- カ 県内で流行が収まった「小康期」の6つに分類する

各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。そのため、対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。

国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。また、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や幹線対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、県の判断に基づくものとする。

(2) 発生段階

発生段階（国）	発生段階（県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況はさまざまであり、地域未発生期から地域発生早期、市域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断

4 対策の基本的考え方

(1) 柔軟な対応

一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合に大きなリスクを背負うため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつも、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるように柔軟に対策を講ずる。

各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないため、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国及び県の対策に基づいて、実施すべき対策を決定する。国は、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策を決定する。県は、それらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策を決定することとなる。

また、状況に変化がみられるときは、市は情報の収集（サーベイランス）とともに国及び県の対応に注目し、それらの内容に基づき対策の見直しを行う。

国は、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。県は、それらを踏まえた対策の見直しを行うこととしている。

以上のことから、市は事態により、県対策本部と協議の上、現状に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行っていかなければならない。

(2) 発生段階に応じた市の対応

ア 未発生期

抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 海外発生期

県等との連携の強化等により、情報の収集に努める。

ウ 国内発生期、県内発生早期

- ① 防災無線、ホームページ等により市民への情報提供を行う。
- ② 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講

Ⅱ 対策の基本方針

ずる。

- ③ 県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- ④ 県の要望により、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

エ 県内感染期

- ① 国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ② 社会が緊張し、想定外の事態が起こることが予想されることから、社会の状況を常に把握し、臨機応変に対処していく。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

必要性や緊急性の低い外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、地域社会全体でまん延防止に取り組む。

従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供が制限される可能性があることから、全ての事業者に、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討するよう働きかける。

(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

日頃からのうがい・手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS (=サーズ 重症急性呼吸器症候群) のような新感染症にり患しないためには、事業者や市民一人ひとりが、日ごろからの感染予防や感染拡大防止のための公衆衛生対策に努めることが不可欠である。

また、り患したときに備えて、適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

5 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

国、県等の機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には特措法その他の法令、それぞれの行動計画に基づき、的確かつ迅速に対応する。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。県対策本部の要請に基づき、医療関係者への医療等の実施の要請、必要性や緊急性の

低い外出の自粛要請、学校、興行場等施設の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡し等を行うとき、市民の権利と自由に制限を加える行為は、必要最小限のものとする。この場合は、市民に対して十分説明し、理解を得るように努めなければならない。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策により、緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(5) 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国において必要に応じて見直しを行うとしている。

なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフ

II 対策の基本方針

ルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。この場合は、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、茨城県では次のように想定される。

ア 医療機関を受診する患者数（全人口の25%が罹患する場合）

イ 入院患者数及び死亡者数（過去に世界で大流行したインフルエンザ等のデータを参考に国・県の感染被害想定に合せて推計）

- ① 中等度（アジアインフルエンザ並みの致命率 0.53%）
- ② 重度（スペインインフルエンザ並みの致命率 2.00%）

区 分		那 珂 市 (約 55 千人)	茨 城 県 (約 300 万人)	全 国 (約 1 億 2,700 万人)
医療機関受診者数		約 5,700 人 ～約 10,600 人	約 31 万人 ～約 58 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中 等 度	入院患者数の上限 (1日最大患者数)	約 240 人 (約 40 人)	約 13,000 人 (約 2,300 人)	約 53 万人 (約 10.1 万人)
	死亡者数	約 70 人	約 4,000 人	約 17 万人
重 度	入院患者数の上限 (1日最大患者数)	約 880 人 (約 170 人)	約 48,000 人 (約 9,200 人)	約 200 万人 (約 39.9 万人)
	死亡者数	約 280 人	約 15,000 人	約 64 万人

この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

(3) 社会への影響に関する想定

ア 市民の 25%が流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら、順次り患する。

イ り患者は、1 週間から 10 日間程度症状を有し、勤務ができない（欠勤）。

ウ り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

エ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者などがあることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- イ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ウ WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- エ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- オ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- カ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で国の基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- キ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。
- ウ 市町村と緊密な連携を図る。

(3) 市の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- イ 地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ウ 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を周知する。
- エ 対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

Ⅱ 対策の基本方針

(4) 医療機関の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定公共機関の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- イ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- イ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ウ 多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等

の個人レベルでの感染対策を実践する。

イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要7分野

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、(1) 実施体制 (2) 情報収集・サーベイランス (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 予防接種 (6) 医療 (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保の7分野に分けて対策を講じることとする。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりとする。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ① 全市的な危機管理の問題として取組む。
- ② 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組みを行う。

イ 全庁的、全市的な取組

- ① 新型インフルエンザ等が発生する前において、事前準備の進捗を確認し、関係部間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- ② 危機管理担当部や保健福祉部をはじめ、関係部においては、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 那珂市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が海外で発生し、国が「政府対策本部」を設置した場合又は新型インフルエンザ等が国内で発生し、国が茨城県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、直ちに、那珂市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能の維持を図る。

① 市対策本部の構成

那珂市新型インフルエンザ等対策本部（13名）

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

本部長 総務部長、企画部長、建設部長、産業部長、市民生活部長、議会事務局長、保健福祉部長、上下水道部長、教育部長、消防長

対策本部事務局（7名）

Ⅱ 対策の基本方針

事務局長 危機管理監

事務局長 防災課課長補佐（総括）、社会福祉課課長補佐（総括）、介護長
寿課課長補佐（総括）、保険課課長補佐（総括）、こども課課長
補佐（総括）、健康推進課課長補佐（総括）

※ 対策本部設置前の情報連絡会議のメンバーは、対策本部に準じる。

② 所管事項

- a 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- b 県内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策及び予防対策に関すること。
- c 県内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- d 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- e 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- f 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- g その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

③ 設置

- a 国が政府対策本部を設置した場合（海外発生期）
- b 国が茨城県に緊急事態宣言を行った場合（国内発生期）

(2) 情報収集・サーベイランス

ア 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

この状況において、県は、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

この状況では、県は、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

エ 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用する。地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

県は、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断し、行動するため、対策の全ての段階、分野において各々の間のコミュニケーションが必須である。このとき、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報を受け取る側の反応の把握までも含むものとする。

適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動できるようにする。

特に、誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者に責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の入手方法が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、防災無線、ホームページ等インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に、学校及び施設等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会、福祉施設担当課等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒、園児とその保護者、入所者等に丁寧に情報を提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供

a 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス

Ⅱ 対策の基本方針

(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)、対策の理由、対策の実施主体等を明確にしなが、り患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

- b 情報の共有等にテレビ、新聞等のマスメディアの果たす役割は重要かつ、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- c 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- d 媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、防災無線、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用する。

② 市民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や市の情報、指定公共機関の情報などを必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

- ① 提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置する。
- ② 提供する情報の内容に応じて適切な者が情報を発信する体制をとる。
- ③ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講ずるとともに、常に発信した情報に対する情報を受け取る側の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

ア 考え方

- ① 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ③ 個人対策、地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。
- ④ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

① 個人における対策

- a 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。
- b 市は、県が実施する新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置について、県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。
- c 市は、市民等にマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- d 市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 地域・職場における対策

- a 県は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。
- b 市は、県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- c 市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

③ その他

- 市は、海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチン

- ① 新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があり、いずれも国が主体となってワクチンを確保する。
- ② 新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

① 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

② 対象となり得る者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者

Ⅱ 対策の基本方針

(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

③ 対象となり得る者の基準

- a 住民接種よりも先に開始されるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- b 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- c 指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- d これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

④ 基本的な接種順

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む。）
- d それ以外の事業者

⑤ 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

⑥ 接種体制

- a 実施主体
 - ・ 国…登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ・ 県…新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
 - ・ 市…新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員
- b 接種方法
 - ・ 原則として集団的接種。
 - ・ 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
 - ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、

接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

① 種類

a 臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

② 対象者の区分

以下の 4 つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

b 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

エ 接種順位の考え方

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者の順
- ・高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者の順
- ・小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者の順
- ・高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者の順

Ⅱ 対策の基本方針

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者の順
- ・高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合
①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者の順

オ 接種体制

- ① 那珂市が実施主体となる。
- ② 原則として、集団接種とする。
- ③ 接種に必要な医師等の従事者については、那珂医師会の協力により確保する。

カ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

キ 医療関係者に対する要請

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(6) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

イ 医療体制の整備

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合、二次保健医療圏等の圏域を単位として市郡医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、新型インフルエンザ等発生時には、患者数の増加が予想されるため、対象者の振り分けを行い、在宅療養を含めた医療体制を整備していくことも重要である。

医療分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関との迅速な情報共有が必須であり、医師会等との連携を図ることが重要である。

市は、保健所、医師会等と連携を図りながら医療体制の整備に協力する。県に「帰国者・接触者外来」が設置された場合、本市においても、その周知を図

る等の協力を行う。

※ 医療に関する県の対策

◆医療の目的

健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

◆医療体制整備の考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分に検討する。

医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

◆未発生期における医療体制の整備

県は、二次医療圏を単位とし、保健所を中心として市郡医師会、薬剤師会、指定公共機関を含む協力医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

感染症指定医療機関は、県内発生早期までの感染症病床等の利用計画を事前に作成しておく。

県内感染期において感染症指定医療機関・協力病院以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域ごとにこれらの活用方法や在宅療養の支援体制に関する計画を整備しておく。

◆海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・確保

◎「帰国者・接触者相談センター」の設置

「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

◎「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

◆県内感染期の医療体制の維持・確保

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う

Ⅱ 対策の基本方針

全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

その際、感染症指定医療機関等、入院治療協力医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会や市郡医師会等の関係機関とのネットワークの活用が重要である。特に、重症化しやすいとされる小児や妊婦、人工透析患者等への対策を講ずるため、県小児科医会、県産婦人科医会、県人工透析談話会等との連携を強化する。

◆医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。

国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

◆抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

国備蓄分も併せて市民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬の追加・更新する際には、国の助言等を踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

ウ 在宅療養患者への支援

市は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えるため、県、医療機関、指定公共機関及び登録事業者等と連携し、特措

法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者にも事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかけをする。

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ① 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ② 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

イ 目的

- ① 発生に備えて体制の整備を行う。
- ② 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ③ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を作成し必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ① 市は、市行動計画に基づき、市行動計画実施マニュアルを作成する。
- ② 市は、県、指定公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ③ 市は、市行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
- ④ 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。

(3) 情報収集・サーベイランス

ア 情報収集

市は、県を通じ、新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

県は、情報収集・サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 情報収集・サーベイランスに関する県の対策

- ① 人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（約120の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約26の医療機関において、病原体定点から提出される検体のウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ② インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ④ 国民の免疫の状況を把握するために、国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。
- ⑤ 国等と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集を行う。

ウ 調査研究

県は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国との連携等の体制整備を図る。

(4) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ① 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する。）、情報を受け取る側の反応や必要としている情報

Ⅲ 各段階における対策—1 未発生期

を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを決めておく。
- ③ 市は、地域における対策の現場となる関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(5) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ① 市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 水際対策

市は、県の防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県等からの要請があるときは、これに協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

県は、県医薬品卸業組合、県医療機器販売業協会等と連携し、ワクチン及び予防接種に必要な資器材を円滑に流通できる体制を構築する。

ウ 接種体制の構築

① 特定接種

県は、国からの協力依頼を受け、国において作成された特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。

② 住民接種

a 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

b 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村での接種を可能にするよう努める。

エ 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割、供給体制、接種体制等の基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(7) 医療

ア 地域医療体制の整備

市は、県等からの要請に応じ、その対策等に協力する。

※ 地域医療体制の整備に関する県の対策

① 二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、郡市医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる連絡会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

② 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行い、具体的な内容を定めておく。

③ 帰国者・接触者相談センターの設置、二次医療圏ごとの帰国者・接触者外来の設置、感染症指定医療機関等での入院患者の受入の準備を進める。

④ 一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

⑤ 新型インフルエンザ等の発生時に、県医師会や市郡医師会と速やかに情報共有できる体制を整備する。

⑥ 重症化しやすい小児や妊婦、人工透析患者等の医療体制等については、小児科医会、産婦人科医会、人工透析談話会と協議の上、対応策を構築しておく。

⑦ 新型インフルエンザ等の発生時に県薬剤師会、県医薬品卸業組合、県医療機器販売業協会等と速やかに情報共有できる体制を整備する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

市は、県等からの要請に応じ、その対策等に協力する。

※ 県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成支援に努める。
- ② 帰国者・接触者外来の必要数を把握する。
- ③ 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、「入院治療協力医療機関」として、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ⑤ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、協力医療機関等の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑥ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑦ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑧ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部へ要請する。

ウ 手引き等の周知、研修等

- ① 県は、国の策定する手引き（新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するもの）について、医療機関等に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 県は、国と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修や訓練を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 医療資器材の整備

県は、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）や増床の余地に関して調査を行った上、あらかじめ十分な量を備蓄・整備する。

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報について、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

県は、指定公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等、十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

県は、市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

(1) 概要

ア 状態

- ① 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ② 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ③ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

イ 目的

- ① 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を講ずる。
- ② 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③ 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ④ 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(2) 実施体制

ア 体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等が海外で発生し、国が政府対策本部を設置した場合には、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備をする。
- ③ 市は、県等と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ④ 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、国の基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場

合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(3) 情報収集・サーベイランス

県は、情報収集・サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 情報収集・サーベイランスに関する県の対策

◆情報収集

① 厚生労働省等関係機関を通じ、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する国内外の情報を収集する。

◆県内サーベイランスの強化等

① インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

② 全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の届出を求め、全数把握を開始する。

③ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。

③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

① 市は、県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

② 市は、対策本部における広報担当職員を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

③ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネットを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

市は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

(5) 予防・まん延防止

ア 国内（県内）での感染拡大防止策の準備

県は、国内（県内）における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 水際対策

県は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表前であっても、国において水際対策を開始することとされている。この場合、県においても国と連携し、入国者の健康監視を開始する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの供給体制

県は、ワクチン及び予防接種に必要な資器材を円滑に流通できる体制強化を図るため、県医薬品卸業組合、県医療機器販売業協会等との連携を強化する。

市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

① 特定接種

市は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

a 市は、県、国等と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

b 市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、「Ⅱ 対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

エ 情報提供

市は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者、接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(7) 医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 医療に関する県の対策

◆ 新型インフルエンザ等の症例定義

国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関等に対してその内容を周知する。

◆ 医療体制の整備

- ① 発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関に対して、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、県医師会、市郡医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療を行う体制を整備する。
- ③ 新型インフルエンザ等患者の入院治療を行う感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に対し、入院治療が必要な患者の受入れ準備を要請する。
- ④ 県薬剤師会、県医薬品卸業組合に対し、抗インフルエンザウイルス薬等の供給及びその取扱いについて協力を依頼する。
- ⑤ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ⑥ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い、必要に応じて国立感染症研究所に検体等送付の上、確定診断を行う。

◆ 帰国者・接触者相談センターの設置

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

◆ 医療機関等への情報提供

国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を収集し、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

◆ 検査体制の整備

国からの技術的支援を受けて、衛生研究所における新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査体制を速やかに整備する。

◆ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用等

- ① 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ② 国と連携し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう、医療機関に対し要請する。

- ③ 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

市は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生期（県内未発生期）

（1）概要

ア 状態

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては患者が発生していない状態

イ 目的

- ① 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ① 県内発生した場合には早期に発見できるよう情報収集・サーベイランス体制を強化する。
- ② 県内発生はほぼ不可避と考えられるが、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ③ 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、事業者、市民に準備を促す。
- ④ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（2）実施体制

ア 実施体制

海外発生期の記載を参照

イ 緊急事態宣言

① 緊急事態宣言

市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、茨城県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

② 市対策本部の設置

市は、国が茨城県に対して緊急事態宣言を行ったときは、直ちに市対策本部を設置する。

（3）情報収集・サーベイランス

県は、情報収集・サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 情報収集・サーベイランスに関する県の対策

◆情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応、抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザ抗原検出キット、ワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省等関係機関を通じて必要な情報を収集する。

◆県内サーベイランスの強化等

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ② 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を実施する。
- ③ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 市は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ① 市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ② 市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策の準備

- ① 県は、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

- ② 県は、国の基本的対処方針等に基づき、学校・保育施設等の臨時休業等の基本的考え方を提示する。

イ 水際対策

県は、検疫の体制について、国が、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には措置を縮小する。それに伴い、県においても入国者の健康監視を中止する。

(6) 予防接種

海外発生期の記載を参照

(7) 医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 医療に関する県の対策

◆医療体制の整備

- ① 帰国者・接触者外来における診療体制を継続するよう、医療機関に要請する。
- ② 入院患者の受け入れ、サーベイランスの強化、院内感染対策の徹底を要請する。

◆患者への対応等

国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等は重症者等に限定して行う。

◆帰国者・接触者相談センターの充実・強化

国内発生を受け、帰国者・接触者相談センターの充実強化を図り（24時間体制など）必要に応じ、相談者に対し帰国者・接触者外来の受診を周知する。

◆医療機関等への情報提供

医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を迅速に提供する。

◆抗インフルエンザウイルス薬

海外発生期の記載を参照

◆医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう、必要に応じて警察本部に要請

する。

（８）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。また、指定公共機関等に対し、国と連携し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

ウ 市民・事業者への呼びかけ

① 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける

② 県は、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

エ 犯罪の予防・取締り（緊急事態宣言がされている場合の措置）

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

4 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

イ 目的

- ① 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ② 患者に適切な医療を提供する。
- ③ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ② 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な提供を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ④ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ⑤ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ① 県は、県内において新型インフルエンザ等患者が発生したことを受け、県対策本部において、国の基本的対処方針等を踏まえ、今後の対策を決定するとともに、県内発生早期に入ったことを公表する。
- ② 市は、必要に応じ、県内において発生したことを受け、県が開催する二次保健医療圏等の圏域を単位とした対策会議等に参加し、情報共有を図る。
- ③ 市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、茨城県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 緊急事態宣言

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で

発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

② 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。

(3) 情報収集・サーベイランス

県は、情報収集・サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 情報収集・サーベイランスに関する県の対策

◆情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応、抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザ抗原検出キット、ワクチンの有効性・安全性等について厚生労働省等関係機関を通じて必要な情報を収集する。

◆サーベイランス

- ① インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ② 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を継続する。
- ③ 国等から提供される国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を実施する。

◆調査研究

本県の発生が国内でも早期にあたる場合には、発生した患者について、国の積極的疫学調査チームと協力して、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ② 市は、県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要

としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

市は、関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 相談窓口の継続

市は、県内発生を受け、相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。

(5) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

県は、国と連携し、感染症法に基づき、保健所において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業所等への要請

- ① 市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 市は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ⑤ 市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 水際対策

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集す

るとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ② 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ③ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア 予防接種（住民接種）

- ① 市は、県とともに予防接種の実施に関する情報提供を開始する。
- ② 市町村は、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位により接種を開始する。
- ③ 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(7) 医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適

宜、協力する。

※ 医療に関する県の対策

◆医療体制の整備

- ① 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について継続する。
- ② 患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

◆患者への対応

- ① 新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 県は、必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ③ 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に移送する。

◆医療機関等への情報提供

国等から新型インフルエンザの診断・治療に資する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。

◆抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県内感染期に備え、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- ② 抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通を指導する。

◆医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

◆緊急事態宣言がされている場合の措置

医療機関又は医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必

要な措置を講ずる。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照

イ 遺体の火葬・安置

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照

ウ 市民・事業者への呼びかけ

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 事業者の対応等

- a 指定公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- b 登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

- a 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- b 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市、指定公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 緊急物資の運送等

- a 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- b 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- c 県は、指定公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談

窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑤ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

5 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
- ② 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 目的

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ② 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ③ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ④ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑤ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- ⑥ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑧ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 県内感染期移行の公表

- ① 県は、県内の新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け、県対策本部において、国の基本的対処方針等を踏まえ、今後の対策を決定するとともに、県内感染期に入ったことを公表する。
- ② 市は、必要に応じ、県内の感染拡大状況を受け、県が開催する二次保健医療圏等の圏域を単位とした対策会議等に参加し、情報共有を図る。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく茨城県知事による代行、

応援等の措置の活用を行う。

(3) 情報収集・サーベイランス

県は、情報収集・サーベイランスに関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 情報収集・サーベイランスに関する県の対策

◆情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応、抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザ抗原検出キット、ワクチンの有効性・安全性等について厚生労働省等関係機関を通じて必要な情報を収集する。

◆サーベイランス

- ① 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。
- ② 国等から提供される国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を実施する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ② 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、状況に応じた医療体制や個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等）を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ③ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

市は、相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえ

ながら、適切な情報提供を行う。ただし、状況をみながら、強化体制（24 時間体制など）の緩和を図る。

(5) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ① 市は、県等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 市は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 市は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ④ 市は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ⑤ 市は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ⑥ 県は、患者の治療を優先することから、国と連携し、医療機関に対し患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国の決定を受けて、その継続の有無を医療機関へ伝達する。
- ⑦ 県は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。

イ 水際対策

国内発生期（県内未発生期）の記載を参照

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講ずる。

- ① 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定

めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- ③ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

（6）予防接種

市は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

（7）医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 医療に関する県の対策

◆患者への対応等

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。
- ③ 必要に応じ、市町村、医療機関、県医師会、市郡医師会等に対し、ピーク時に対応する病床の確保、診療時間の延長、外来診療の拡充、小児患者の受け入れ体制の強化、休日夜間体制の拡充等を依頼する。
- ④ 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフル

エンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を医療機関等に周知する。

- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

◆医療機関等への情報提供

医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を迅速に提供する。

◆抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、県の備蓄分を放出する。さらに不足している場合には、国備蓄分の放出を要請する。

◆医療機関・薬局における警戒活動

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

◆緊急事態宣言がされている場合の措置

◎医療等の確保

医療機関又は医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

◎医療機関不足への対応

区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講ずるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ② 県は、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の継続等

指定公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

③ 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

④ 物資の売渡しの要請等

- a 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- b 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

- a 市は、県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- b 市は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- c 市は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

⑥ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供

等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑦ 犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照

⑧ 埋葬・火葬の特例等

- a 市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- b 市は、県からの要請に応じ、県、国と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- c 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- d 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

6 小康期

(1) 概要

ア 状態

- ① 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ② 大流行は一旦終息している状況

イ 目的

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 対策の縮小等

県は、県内の新型インフルエンザ等の流行の終息を受け、県対策本部において、小康期に入ったことを公表する。

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

イ 緊急事態解除宣言

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、国の基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、府県対策本部長が速やかに決定する。

- ① 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ② 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- ③ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

ウ 対策の評価・見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、県による県行動計画及び同行動計画実施マニュアル

ル等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

- ① 県は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに県対策本部を廃止する。
- ② 市は、特措法に基づく緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(3) 情報収集・サーベイランス

ア 情報収集

県は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応等について、厚生労働省等関係機関を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランス

- ① 県は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ② 県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 市は、県等と連携して、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

イ 情報共有

市は、県等と連携して、関係機関等とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小・中止

市は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小又は中止する。

(5) 予防・まん延防止

市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(6) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療

県は、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ 医療に関する県の対策

◆医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。また、不足している医療器材や医薬品の確保を行う。

◆抗インフルエンザウイルス薬

- ① 国から示される、国内外の新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針について関係機関に周知する。
- ② 流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キットの流通確認を行う。

◆緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜、縮小・中止する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ② 県は、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開

- a 県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務

を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- b 県は、国と連携し、指定公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 緊急事態措置の縮小・中止等

市及び指定公共機関は、県、国と連携し、国内（県内）の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【用語解説】

※アイウエオ順

★インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニターゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（N3N2）というの、これらの亜型を指している。）

★感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

★帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

★帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

★業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）

災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ作成しておく計画のこと。

★抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害薬は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

★コールセンター

新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な問合せに対応する電話窓口

★个人防护具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

★指定公共機関

◎独立行政法人労働者健康福祉機構 ◎独立行政法人国立病院機構 ◎独立行政法人地域医療機能推進機構 ◎独立行政法人国立国際医療研究センター ◎日本銀行 ◎日本赤十字社 ◎日本放送協会 ◎成田国際空港株式会社 ◎中部国際空港株式会社 ◎新関西国際空港株式会社 ◎北海道旅客鉄道株式会社 ◎四国旅客鉄道株式会社 ◎九州旅客鉄道株式会社 ◎日本貨物鉄道株式会社 ◎東京地下鉄株式会社 ◎日本郵便株式会社 ◎日本電信電話株式会社 ◎東日本電信電話株式会社 ◎西日本電信電話株式会社

◎次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの

ロ 薬剤師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの

ハ 看護師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの

ニ 特措法第47条に規定する医薬品等製造販売業者であって、その行う医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第13項に規定する製造販売をいう。ホにおいて同じ。）

- の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品又は医療機器の需要に応ずるものと認められるもの
- ホ 医薬品医療機器等法第12条第1項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であって、新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に係るワクチンの製造販売について医薬品医療機器等法第14条の3第1項の規定により医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの
- ヘ 特措法第47条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医薬品医療機器等法第39条第1項に規定する高度管理医療機器等又は再生医療等製品の配送の需要に応ずるものと認められるもの
- ト 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第4号に規定する卸電気事業者
- チ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者であって、供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事項からみて、その営む同条第1項に規定する一般ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）
- リ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の許可を受けた同法第8条第1項に規定する一般旅客定期航路事業者
- ヌ 海上運送法第19条の5第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者であって、その営む同法第2条第4項に規定する貨物定期航路事業又は同条第6項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの
- ル 航空法（昭和27年法律第231号）第102条第1項に規定する本邦航空運送事業者であって、その経営する同法第2条第19項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う同条第18項に規定する航空運送事業に限る。）がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの
- ヲ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する第一種鉄道事業者であって、その経営する同法第2条第2項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの
- ワ 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第7条第1項に規定する内航海運業者であって、同法第8条第1項に規定する船舶により同法第2条第2項に規定する内航

運送をする事業を営むもの

- カ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者であって、その経営する同法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの
- コ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた同法第2条第5号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

★死亡率（MortalityRate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数

★新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

★新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年（2009年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年（2011年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

★新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

★鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

★濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

★パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

★パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

★病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力などを総合した表現

★プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）